

第6節 資源の循環利用と廃棄物の適正処理

1 廃棄物の現況

(1) 循環型社会の推進

我が国における社会経済活動は、20世紀後半一貫して拡大基調にあり、国民生活が物質的に豊かになる一方で、廃棄物排出量の高水準での推移、最終処分場の残余容量のひっ迫、相次ぐ不法投棄など深刻な社会問題を引き起こしています。

これらの問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済のあり方に根ざしたものであり、その根本的な解決を図るためには、これまでの社会経済のあり方や私たちのライフスタイルを見直さなければなりません。

こうしたことから、今、「循環型社会」の形成を推進することが、強く求められています。

循環型社会とは、廃棄物等の発生を抑制（リデュース）し、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を進め、最後に適正処分をすることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減することを目的とする社会です。

政府では、平成12年度を循環型社会元年と位置づけ、同年5月には、循環型社会形成推進基本法のほか、廃棄物処理法及び資源有効利用促進法の改正、建設リサイクル法、食品リサイクル法及びグリーン購入法の制定と、6本の法律の整備を行いました。さらに、平成14年7月には、自動車リサイクル法を制定しました。

徳島県においても、あらゆる廃棄物をゼロに近づけることを目指す「ゼロエミッション構想」を基本理念に据え、循環型社会の形成推進を目指した各種事業を積極的に展開しているところです。

私たちは、将来世代のため、私たち自身が不断の努力を積み重ね、それぞれの役割を果たしながら、総力を挙げて循環型社会に向けて取り組まなければなりません。

(2) 一般廃棄物

県下におけるごみの排出及び処理の状況は、表2-2-120のとおりであり、ごみの排出量は高水準で推移しています。平成13年度におけるごみの総排出量は、1日当たり860.1tでそのうち市町村処理によるものは97.3%であり、自家処理は2.7%です。また1人1日当たりのごみ排出量は、1,032.8g/人・日となっています。なお、1人1日当たりのごみ排出量は、全国平均では1,132g/人・日（12年度実績）となっています。

一方、上記ごみの総排出量から、1日当たりの自家処理量を除いた市町村処理量は、837.3t/日である。そのうち、678.2t/日（81.0%）が直接焼却処理され、5.6t/日（0.7%）が直接埋立処理されています。その他の153.5t/日（18.3%）については、大部分が資源回収により、資源化されています。

次に、平成14年度末現在の県下のごみ処理施設の整備状況については、表2-2-121のとおりであり、焼却処理施設は、1,094.06t/日（処理能力）、粗大ごみ処理施設は、196.5t/日、資源化等施設225.34t/日です。

表2-2-120 ごみ排出及び処理の状況

年度		8		9		10		11		12		13		
人口		840,300人		838,539人		838,963人		837,044人		835,068人		832,823人		
排出量		k1/日	%	k1/日	%	k1/日	%	k1/日	%	k1/日	%	k1/日	%	
		804.1	100.0	804.7	100.0	836.5	100.0	840.3	100	860.0	100.0	860.1	100.0	
処理内容	市町村処理	焼却処理	565.0	70.2	599.5	74.5	628.7	75.2	626.0	74.5	657.6	76.5	678.2	78.9
	埋立処理	60.9	7.6	40.1	5.0	36.9	4.4	37.4	4.4	15.9	1.8	5.6	0.7	
	その他	124.7	15.5	118.7	14.8	134.7	16.1	146.2	17.4	158.7	18.5	153.5	17.8	
	計	750.6	93.3	758.3	94.2	800.3	95.7	809.6	96.3	832.2	96.8	837.3	97.3	
自家処理	53.5	6.7	46.4	5.8	36.2	4.3	30.8	3.7	27.9	3.2	22.8	2.7		

※数値は四捨五入しているため合わない場合がある。

表2-2-121 ごみ処理施設整備状況

①ごみ焼却処理施設

設置者	所在地	処理方法	処理能力 (t/日)	使用開始年度
徳島市	徳島市論田町元開	全連続	190	〳79
	徳島市国府町北岩延	全連続	180	〳91
鳴門市	鳴門市撫養町木津	准連続	60	〳81
小松島市	小松市芝生町花谷	准連続	70	〳83
勝浦町	勝浦郡勝浦町棚野字奥立川	機械化バッチ	9	〳93
石井町	名西郡石井町石井	機械化バッチ	30	〳78
丹生谷行政組合	那賀郡上那賀町白石字炭トコ	機械化バッチ	16	〳95
海部郡衛生処理事務組合	海部郡牟岐町内妻	機械化バッチ	50	〳79
松茂町	板野郡松茂町豊久	機械化バッチ	20	〳99
北島町	板野郡北島町太郎八須	機械化バッチ	26	〳85
中央広域環境施設組合	麻植郡川島町桑村字新地尻	全連続	94	〳79
鳴島町	麻植郡鳴島町森藤	機械化バッチ	36	〳84
美馬環境整備組合	美馬郡脇町字鴨地	准連続	72	〳97
みよし広域連合	三好郡池田町西山字登り尾	准連続	50	〳81
東祖谷山村	三好郡東祖谷山村釣井	固定バッチ	※ 3	〳95
藍住町	板野郡藍住町富吉	准連続	30	〳80
山川町	麻植郡山川町馬見尾	機械化バッチ	※ 13	〳89
一字村	美馬郡一字村中横	固定バッチ	※ 2	〳89
板野町	板野郡板野町松谷カロフト	機械化バッチ	※ 16	〳90
阿南市外二町衛生組合	阿南市橘町土井崎	全連続	120	〳90
木屋平村	美馬郡木屋平村川上	固定バッチ	※ 2	〳95
旭鉱石株式会社	徳島市飯谷町枇杷の久保	全連続	41.06	〳02
計17施設 (休止中5施設を含まない)			1094.06 (休止中5施設の処理能力を含まない)	

※は、休止により現在は稼働していない施設

②粗大ごみ処理施設

設置者	所在地	処理方法	処理能力 (t/日)	使用開始年度
鳴門市	鳴門市撫養町木津	破砕、圧縮	30	〳81
みよし広域連合	三好郡池田町西山	〃	15	〳81
阿南市外二町衛生組合	阿南市橘町土井崎	破砕	30	〳90
(株)三幸クリーンサービスマスター	徳島市丈六町山根	破砕、圧縮	43	〳91
(株)三紅	徳島市飯谷町高良	〃	43	〳91
	小松島市田浦町前山			
丹生谷行政組合	那賀郡上那賀町白石	〃	6	〳95
美馬環境整備組合	美馬郡脇町字鴨地	〃	20	〳97
松茂町	板野郡松茂町豊久	〃	9.5	〳00
計8施設			196.5	

③ 資源化等施設（前処理施設を含む）

設置者	所在地	処理方法	処理能力 (t/日)	使用開始年度
佐那河内村	名東郡佐那河村下字仕出	破 碎、 圧 縮	0.5	〓72
神山町	名西郡神山町阿野字南倉目	〃	4	〓96
山川町	麻植郡山川町堤外	〃	4	〓78
鴨島町	麻植郡鴨島町森藤西ノ鼻	圧 縮	4	〓94
海部郡衛生処理事務組合	海部郡牟岐町内妻	破 碎、 圧 縮	20	〓79
阿南市外二町衛生組合	阿南市津乃峰町西分	選 別、 圧 縮	13.7	〓01
中央広域環境施設組合	麻植郡川島町大字桑村	破 碎、 圧 縮	42	〓79
みよし広域連合	三好郡池田町登り尾	圧 縮	10	〓96
石井町	名西郡石井町浦庄字下浦	〃	3.9	〓98
			0.5	〓98
徳島市	徳島市国府町北岩延字桑原	〃	30	〓99
みよし広域連合	三好郡池田町大利字古畑	破 碎、 圧 縮	17	〓00
勝浦町	勝浦郡勝浦町棚野字奥立川	〃	1	〓78
丹生谷行政組合	那賀郡上那賀町白石	圧 縮	0.5	〓98
徳島資源リサイクルセンター(有)	阿南市上中町中原	選 別、 破 碎	15	〓00
バンドウリメイク(株)	徳島市入田町ノ宮	〃	25	〓01
旭鉱石株式会社	徳島市飯谷町枇杷の久保	〃	34.24	〓02
計16施設			225.34	

④ その他のごみ処理施設

設置者	所在地	処理方法	処理能力 (t/日)	使用開始年度
徳島化製事業協業組合	徳島市不動本町	レンダリング処理	300	〓01
計1施設			300	

(3) 産業廃棄物

① 発生量

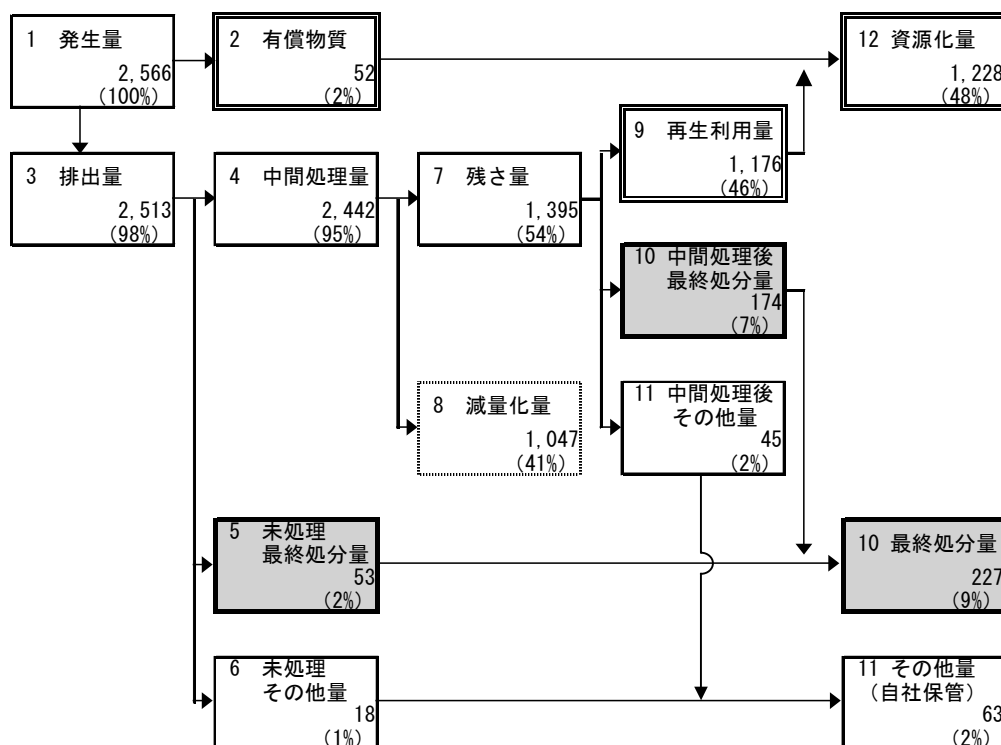
平成10年度の実態調査による産業廃棄物の総排出量は、約251万tとなっています。

種類別には、汚泥が約86万tで全体の34%を占めており、この他には動物のふん尿が約90万t（36%）、がれき類が約50万t（20%）となっています。（表2-2-122）

表2-2-122 平成10年度産業廃棄物排出量（種類別）

廃棄物名（種類）	数量（t）	構成比（%）	廃棄物名（種類）	数量（t）	構成比（%）
燃 え 殻	12,114	0.5	ガラスくず陶磁器くず	12,649	0.5
汚 泥	855,977	34.1	絨 さ い	64,344	2.6
廃 プ ラ ス チ ッ ク	26,152	1.0	が れ き 類	503,865	20.0
紙 く ず	15,752	0.6	ば い じ ん	14,602	0.6
木 く ず	45,820	1.8	動 物 の ふ ん 尿	896,600	35.7
動 植 物 性 残 さ	19,416	0.8	そ の 他	22,796	0.9
ゴ ム く ず	59	0.0			
金 属 く ず	23,057	0.9	合 計	2,513,203	

図2-2-40 平成10年度産業廃棄物の処理状況



② 産業廃棄物処理業の許可業者の状況及び産業廃棄物処理施設の状況

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項、第4項、第14条の4第1項、第4項に基づく産業廃棄物処理許可業者及び同法第15条第1項に基づく産業廃棄物処理施設の状況は次のとおりです。

(ア) 産業廃棄物処理業者

平成15年3月31日現在における産業廃棄物は716業者であり、このうち収集・運搬のみを行う業者は628業者と全体の約9割を占めています。(表2-2-123)

県内で産業廃棄物の処理を行う業者は716業者で、このうち収集・運搬のみを行う業者は628業者(88%)、収集・運搬、中間処理を行う業者は66業者(9%)、収集・運搬、最終処分を行う業者は4業者、収集・運搬、中間処理、最終処分を行う業者は5業者、中間処理のみを行う業者は10業者、最終処分のみを行う業者は3業者です。

表2-2-123 産業廃棄物処理業許可状況

(平成15年3月31日)

許可の種類	業者数	許可の種類	業者数
収集・運搬業	628	収集・運搬、中間処理業	66
中間処理業	10	収集・運搬、最終処分業	4
最終処分業	3	収集・運搬、中間処理、最終処分業	5
		計	716

(イ) 産業廃棄物処理施設

平成15年3月31日現在における産業廃棄物処理施設の設置状況は、表2-4-124に示すとおり全体で217施設ありますが、このうち中間処理施設が203施設、最終処分場が14施設となっています。

表2-2-124 産業廃棄物処理施設の状況

(1) 中間処理施設

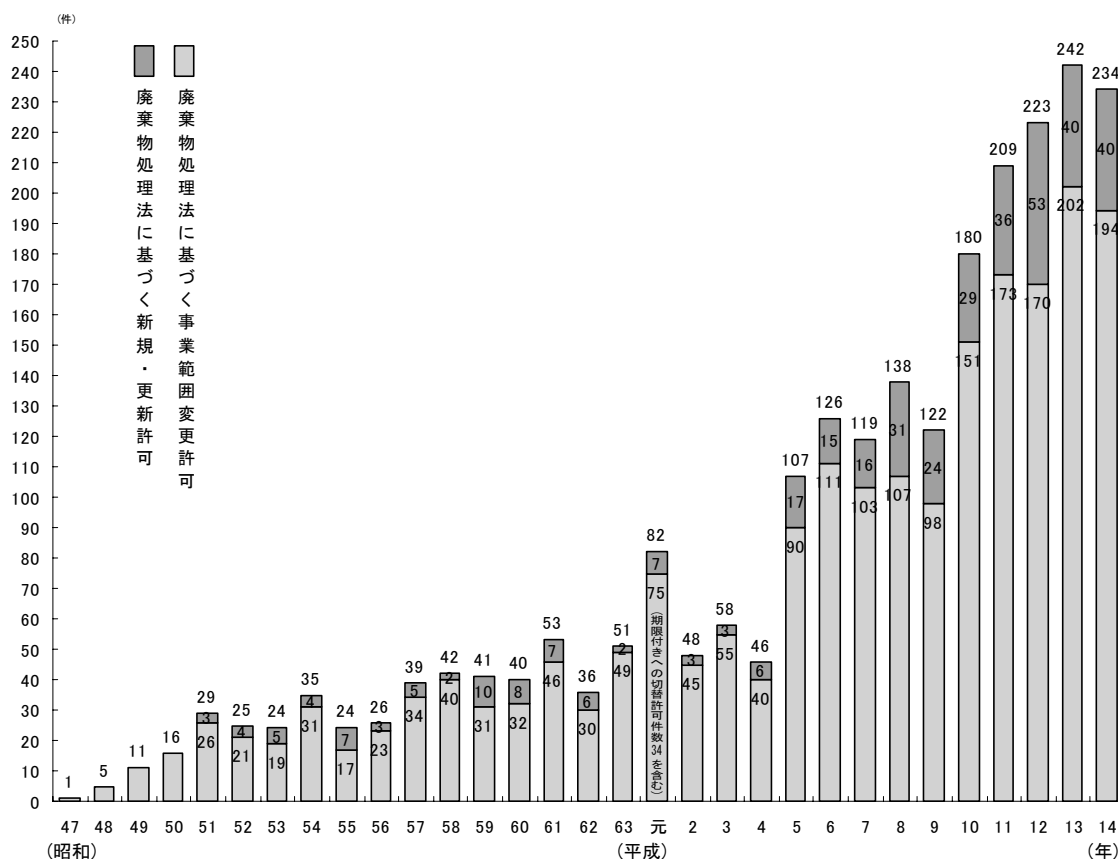
(平成15年3月31日)

	施設数	処理能力
汚泥の脱水施設	101	11,737m ³ /日
汚泥の乾燥施設	2	94m ³ /日
汚泥の乾燥施設(天日)	2	400m ³ /日
汚泥の焼却施設	5	434m ³ /日
廃油の油水分離施設	2	32m ³ /日
廃油の焼却施設	5	71m ³ /日
廃酸・廃アルカリの中和施設	1	510m ³ /日
廃プラスチック類の破砕施設	2	14t/日
廃プラスチック類の焼却施設	25	1,448t/日
がれき類の破砕施設	48	31,480.00t/日
木くずの破砕施設	10	244.46t/日
計	203	

(2) 最終処分場

	施設数	埋立面積(m ²)	埋立量(m ³)
安定型処分場	11	85,358	721,068
管理型処分場	3	154,547	637,761
計	14	239,905	1,358,829

図2-2-41 年度別許可件数の推移



(4) し尿

県下のし尿処理の現況は表2-2-125のとおりであり、平成13年度における衛生処理率は97.8%となっています。

その内訳は、水洗化処理（下水道、浄化槽）78.4%、し尿処理施設による処理19.3%です。水洗化処理のうち88.3%は浄化槽によるものであり、残る11.7%は下水道によるものです。なお、海洋投入処分は0.3%、自家処理は2.0%となっています。海洋投入処分は、平成14年度現在も1町において行われています。

次に、平成14年度末現在の県下のし尿処理施設の整備状況は表2-2-126のとおりであり、全施設の処理能力の合計は984kl/日です。また浄化槽は、平成14年度中に6,055基増加し当該年度末現在、県下における浄化槽設置数（設置・廃止届数による集計）は、147,173基となっています。

表2-2-125 し尿排出及び処理の状況

年度		8		9		10		11		12		13		
人工		840,300人		839,539人		838,963人		837,044人		835,068人		832,823人		
排出量		kl/日	%	kl/日	%	kl/日	%	kl/日	%	kl/日	%	kl/日	%	
		1,041.6	100.0	1,048.6	100.0	1,065.4	100.0	1,038.1	100.0	1,035.5	100.0	1,074.3	100.0	
処理内容	水洗化処理	公共下水道	93.3	8.9	95.1	9.1	97.7	9.2	94.4	9.1	93.6	9.0	98.4	9.2
		し尿浄化槽	602.0	57.8	625.7	59.7	664.0	62.3	676.8	65.2	700.5	67.6	744.1	69.3
		計	695.3	66.8	720.8	68.8	761.7	71.5	771.2	74.3	794.1	76.6	842.5	78.4
	市町村処理	し尿処理施設	2,612	25.1	255.8	24.4	240.8	22.6	236.0	22.7	214.0	20.7	207.4	19.3
		下水道投入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		海洋投入	45.3	4.4	38.2	3.6	32.7	3.1	2.9	0.3	2.8	0.3	2.8	0.3
		計	306.5	29.5	294.0	28.0	273.5	25.7	238.9	23.0	216.8	20.9	210.2	19.6
	自家処理	39.8	3.5	33.8	3.2	30.2	2.8	28.0	2.7	24.6	2.4	21.6	2.0	

※数値は四捨五入しているため合わない場合がある。

表2-2-126 し尿処理施設整備状況

設置者	所在地	処理方法	処理能力 (kl/日)	使用開始年度
徳島市	徳島市論田町元開	標準脱窒素	150	78
		好気性消化	120	84
鳴門市	鳴門市撫養町木津	高負荷脱窒素	85	94
小松島市外三町村衛生組合	小松市立江町大田浦	膜分離高負荷脱窒素	87	00
丹生谷行政組合	那賀郡相生町大字日浦	高負荷脱窒素	16	93
海部郡衛生処理事務組合	海部郡日和佐町日和佐浦	高負荷脱窒素	20	88
	海部郡穴喰町大字穴喰浦	無希釈高負荷	25	85
阿北環境整備組合	阿波郡市場町大字市場	標準脱窒素	100	84
吉野川環境整備組合	美馬郡穴吹町三島	標準脱窒素	70	88
三好郡環境衛生組合	三好郡井川町西井川	好気性消化	70	81
松茂町	板野郡松茂町豊久	好気性消化	20	80
北島町	板野郡北島町中村	標準脱窒素	30	82
藍住町	板野郡藍住町奥野	二段活性汚泥処理	30	82
板野町	板野郡板野町吹田	標準脱窒素	20	83
石井町	名西郡石井町高川原	膜分離高負荷脱窒素	35	98
阿南市外二町衛生組合	阿南市熊谷町定方	膜分離高負荷脱窒素	106	99
計16施設	49市町村		984	

(5) 畜産環境問題

家畜排せつ物は、畜産経営から発生する副産物であり、肥料三要素、微量元素等を多く含んでいることから、従来から農産物、飼料作物の生産にとって貴重な資源として有効に活用されてきました。

しかしながら、近年、急速な飼養規模の拡大等により自己経営内あるいは地域内における家畜排せつ物の有効利用が困難となりつつあるとともに、農村地域の混住化の進展、さらには環境問題に対する県民の関心が高揚する中で、家畜排せつ物の管理の在り方をめぐり、畜産農家と地域住民との間で環境問題の発生が増加する傾向にあります。畜産経営に起因する環境問題に関する年間届出件数は、近年50件程度で推移していましたが、平成15年度には29件（7月1日とりまとめ状況）の届出があり、悪臭を中心に水質汚濁、害虫発生が主な原因となっており、これらが複合的に発生している場合もあります。地域住民からの環境問題の苦情申し立てについては、関係する行政機関の指導によりほとんどが解決しているものの、一部には畜産農家の家畜排せつ物処理対策の投資意欲の減退等により、その解決が長引く例もみられます。また、悪臭については抜本的対策が難しく、有効かつ低コストな処理技術開発が望まれます。

環境問題に関する法律では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で家畜排せつ物及び動物の死体が産業廃棄物に指定されているほか、「水質汚濁防止法」、「悪臭防止法」等が制定されています。また、畜産業における家畜排せつ物の適正な管理を確保し、有機資源としての有効利用を一層促進することにより、畜産経営の健全な発展を図るため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が成立し、平成11年11月1日から施行されています。

県としても、畜産農家をはじめ、関係機関、関係団体等に周知するとともに、家畜排せつ物の利用の目標、処理高度化施設の整備に関する目標等を定めた県計画を策定、それを公表し、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図っており、関係者が一丸となって畜産環境保全対策を積極的に推進し、畜産農家自らの環境問題に対する意識の高揚と、家畜排せつ物の利用の促進を図るため、有機質肥料としての活用を基本とした指導を実施し、環境の保全に努めています。

県内3家畜保健衛生所による平成14年7月1日から平成15年6月30日までの畜産環境保全指導実態調査結果を基に、平成15年7月1日に取りまとめた過去1年間の畜産経営に起因する環境問題の発生件数は 29件（対前年比63%）で、総調査戸数 1,094戸に対する発生戸数は2.7%となっています。

家畜の種類別では乳用牛5件（17.2%）、ブロイラー7件（24.1%）、豚3件（10.3%）、採卵鶏4件（13.8%）、肉用牛5件（17.2%）、その他5件（17.2%）となっています。

届出の内容別では、悪臭発生14件（48.3%）、水質汚濁8件（27.6%）、害虫発生1件（3.4%）のほか悪臭発生と他の汚染が複合して発生しているものもあります。

苦情発生件数は昨年度に比べて減少しており、その詳細については、次のとおりとなっております。

表2-2-127 畜産経営に係る苦情発生件数

調査期間：平成14年7月～平成15年6月

(単位：件)

届出内容畜種	水質汚濁	悪臭	害虫発生	水質汚濁と悪臭発生	水質汚濁と害虫発生	悪臭発生と害虫発生	水質・害虫・悪臭	その他	計
乳用牛	2	2						1	5
肉用牛	3	2							5
ブタ	2							1	3
採卵鶏		3		1					4
ブロイラー	1	5	1						7
その他		2						3	5
計	8	14	1	1	0	0	0	5	29

(注) 届出内容のその他の欄には、不法投棄等を含む。

2 廃棄物処理対策

(1) 循環型社会の形成推進

ア ごみの減量化やリサイクルを推進するため、マスメディアを通じ、各種リサイクル法など循環型社会関連法の広報を行うとともに、環境にやさしい取り組みを行う店を「エコショップ」として認定、周知する等、県民、事業者、市町村に対する普及啓発を行っています。

●平成15年12月末のエコショップ累計認定数 328件

イ 環境関連産業の創出、育成を図るため、環境ビジネスに関わる産学官の交流促進やリサイクル施設の整備に対する低利融資制度の創設等により、民間企業のリサイクル産業への参入を支援しています。

ウ 市町村に対する県費補助金の交付等を通じて、市町村の循環型社会づくりを支援しています。

エ 県民、事業者、行政が一体となって環境負荷の低減に向けた取り組みを行う「とくしま環境県民会議」のクリーン・リサイクル推進部会において、環境美化やごみの減量・再生利用を推進するための事業を計画的に実施しています。

(2) 一般廃棄物処理対策

ア 平成10年5月に策定した「徳島県ごみ処理広域化計画」により、市町村による広域的な処理体制や処理施設の整備を推進しています。

イ 平成14年3月に策定し、循環型社会の形成に向けた県民・事業者・行政等の役割を示した「徳島県廃棄物処理計画」により、ごみの減量化及び適正処理を推進しています。

ウ 平成14年7月に策定した「第3期徳島県分別収集促進計画」により、市町村による分別収集の促進を推進しています。

エ ごみ減量化・再生利用を効率的に推進するため、県民、事業者等に対して積極的に広報啓発を行っています。

(3) 産業廃棄物適正処理対策

産業廃棄物については、排出事業者処理の原則の徹底を図り、適正処理の推進に努めるとともに、廃棄物監視員等による定期的な立入検査を行い適正処理について指導しました。

適正処理の基本的な考え方は、次のとおりです。

① 排出抑制、減量化及び再生利用の促進

事業者等は、産業廃棄物の発生量及び排出量を抑制し、さらに排出された産業廃棄物については、可能な限り減量化及び再生利用を行い最終処分量の低減を図る。

② 適正処理の推進

(ア) 委託処理の適正化

排出事業者は、廃棄物を委託処理する場合は、廃棄物処理法で定める委託基準を厳守するほか、適正な処理費用を負担する。

(イ) 収集・運搬、積替え、保管の適正化

収集・運搬、積替えについては、種類や性状に応じた適切な容器を使用するとともに悪臭、騒音又は振動により周辺環境の保全に悪影響がないように適切な措置を講じる。

産業廃棄物の保管については、発生、処理処分過程での停留を最小限にし、分別を徹底し、種類や性状ごとに保管するとともに、生活環境の保全上支障の生じない施設に保管する。

(ウ) 中間処理の推進

資源の有効利用を図るため、中間処理においては再生利用を最優先するとともに、埋立処分を目的として中間処理を行う場合には、減量化及び減容化に努め、最終処分量を抑制する。特別管理産業廃棄物については、無害化、安定化を確実にを行う。

(エ)最終処分の適正化

埋立による最終処分については、大気汚染、水質汚濁、悪臭及び騒音等を防止するとともに埋立終了後の跡地の利用を考慮した地域環境の整備に役立つ適切な方法を用いるなど、環境保全に万全を期す。

最終処分場については、埋立終了後も埋立地からの放流水等により周辺環境への影響がなくなるまで管理する。

③ 産業廃棄物処理施設の安定的確保

減量化及び再生利用、無害化及び安定化等の処理を行う中間処理施設や最終処分場を継続的、安定的に確保するために、排出事業者及び処理業者は、既存の処理施設を有効に利用するとともに計画的かつ自主的な処理施設の整備を図る。

また、県は、排出事業者及び処理業者等の自己努力による処理施設の確保が困難になりつつある現状を踏まえ、引き続き公共関与による最終処分場の整備に努めるとともに、排出事業者等の処理施設の設置に当たっては、土地利用計画との整合性をとり、生活環境の保全を確保し、関係住民の理解に努めるよう指導し、処理施設の円滑な整備を推進する。

④ 環境負荷の低減

産業廃棄物の処理に当たっては、可能な限り環境負荷の少ない処理技術を導入するなど周辺の環境への負荷を最小限にするよう十分な配慮を行うとともに安全かつ効率的な処理を促進する。

特に、最終処分場の設置においては、自然界と無理なく調和が図れるよう立地条件等を十分に考慮するものとする。

⑤ 県民の理解と協力の確保

産業廃棄物の適正処理及び処理施設の安定的確保には、県民の理解と協力を得ることが必要不可欠であり、排出事業者及び処理業者は、産業廃棄物の適正処理を実践することにより県民の信頼と理解を得ることに努めなければならない。

また、県は、産業廃棄物の処理の状況、施策及び動向などの情報を県民に提供し、産業廃棄物処理に対する県民の理解と協力が得られるように努める。

⑥ 特別管理産業廃棄物の処理

特別管理産業廃棄物について、爆発性等の人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがあるように処理、処分する。

(4) し尿処理対策

浄化槽対策としては、昭和60年10月1日浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に伴い昭和62年4月1日に指導基準（徳島県浄化槽取扱要綱）を制定し、行政指導体制の整備を図っております。また、浄化槽の適正管理を推進するため、法定検査制度（指定検査機関による水質検査）が発足し、検査事業は、昭和62年4月1日から実施されています。

検査実績については、表2-2-128のとおり毎年検査実施基数は増加しています。浄化槽法定検査は判定ガイドラインの導入により基準が強化されており、一層の指導に努めております。

表2-2-128 法定検査実施状況

(7条検査)

年 度		9	10	11	12	13	14
検査実施数 基(%)		6,247(100)	6,103(100)	5,123(100)	4,260(100)	4,473(100)	3,669(100)
検査結果 基(%)	適正	2,985(47.8)	3,185(52.2)	3,015(58.9)	2,156(50.6)	2,382(53.2)	1,997(54.4)
	おおむね適正	3,047(48.8)	2,789(45.7)	1,999(39.0)	1,962(46.1)	1,962(43.9)	1,551(42.3)
	不適正	215(3.4)	129(2.1)	109(2.1)	142(3.3)	129(2.9)	121(3.3)

(11条検査)

年 度	9	10	11	12	13	14	
検査実施数 基(%)	25,085(100)	30,972(100)	33,506(100)	37,357(100)	38,245(100)	41,632(100)	
検査結果 基(%)	適 正	10,192(40.6)	13,800(44.6)	11,724(35.0)	15,033(40.2)	16,481(43.1)	17,290(41.5)
	おおむね適正	11,469(45.7)	13,980(45.1)	19,059(56.9)	19,885(53.2)	19,586(51.2)	21,766(52.3)
	不 適 正	3,424(13.7)	3,192(10.3)	2,723(8.1)	2,439(6.5)	2,178(5.7)	2,576(6.2)

(5) 畜産環境問題防止対策

畜産経営に起因する環境問題の発生を防止し、生活環境の保全と畜産経営の安定を図るため、必要な施設等を整備するとともに、家畜排せつ物の適正かつ有効な利用を促進するため、次の事業を実施しています。

① ソフト事業

畜産経営に起因する環境問題発生の防止を図るため、総合的な指導体制を整備し、巡回指導、実態調査及び環境問題防止技術の普及浸透等を実施するとともに畜産農家と耕種農家の連携による堆きゅう肥の流通を促進するための事業を実施しています。

② ハード事業

家畜排せつ物の合理的かつ効率的な処理利用を行うための施設を整備し畜産経営に起因する環境問題を防止する事業に助成しております。

3 今後の取組の方向性

(1) 循環型社会の形成推進

県民、事業者、行政が一体となって循環型社会に向けた取り組みがなされるよう積極的な広報啓発を行うとともに、廃棄物ゼロを目指す「ゼロエミッション構想」を基本理念に据え、環境関連産業の創出・振興を図るための各種支援を行う等、本県における循環型社会の形成を推進するため「廃棄物ゼロ社会づくり推進事業」を実施します。

① 循環型社会関連法の広報・普及啓発

各種リサイクル法など循環型社会関連法の啓発事業を実施し、県民の理解と協力を求めます。

また、簡易包装の推進やリサイクル活動等、環境にやさしい取り組みを行う小売店等を「エコショップ（環境にやさしい店）」として知事が認定し、周知を図ることによって、ごみの減量化とリサイクルを促進します。

② 環境関連産業の振興

環境関連産業の創出、振興を図るため、産学官によるサポート体制を構築するとともに、リサイクル施設の整備を行う者に対する低利融資等、各種支援制度を整備することによって、民間企業のリサイクル産業等環境関連産業への参入を促進します。

また、インターネットのホームページ「徳島県循環資源交換情報システム（リサイクルネット徳島）」に廃棄物等の提供情報と受入情報を掲載し、互いに情報交換を図ることによって、廃棄物の循環資源としての有効利用を促進します。

(2) 一般廃棄物

ア 「徳島県ごみ処理広域化計画」に基づき、市町村による広域的なごみ処理体制や施設整備に向け、引き続き市町村を指導します。

イ 「徳島県廃棄物処理計画」に基づき、各主体によるごみの減量化及び適正処理に向け、引き続き計画を推進します。

ウ 「第3期徳島県分別収集促進計画」に基づき、市町村による分別収集の促進や処理体制の整備に向け、引き

続き市町村を指導します。

エ ホームページ等を活用した情報提供の充実を図り、ごみの減量化に関する啓発をより一層図っていきます。

(3) 産業廃棄物

産業廃棄物の適正な処理を推進するため次の事業を行います。

① 法及び要綱の趣旨の徹底

事業者、処理業者及び市町村等（以下「事業者等」という。）に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、徳島県産業廃棄物処理指導要綱（以下「要綱等」）の趣旨の徹底を図る。

② 減量化、再生利用の推進

産業廃棄物の減量化、再生利用を推進するため、事業者等に対し技術研究開発を積極的に行うよう指導、助言に努める。

③ 廃棄物処理施設の確保の促進

産業廃棄物の中間処理施設、最終処分場の確保を推進するため、要綱等に基づき、事業者等に対し指導する。

④ 事業者等に対する監視指導の強化

事業者等が要綱等に基づき、産業廃棄物を適正に処理するよう、廃棄物監視員等による定期的な立入調査等を実施し、監視指導を強化する。

⑤ 関係機関との連携の強化

産業廃棄物処理行政を推進する上で必要な事項について常に市町村関係機関と密接な連携を図る。

また、不法投棄等の不適正処理に対しては、徳島県産業廃棄物不法投棄対策連絡協議会などを通して対応する。

⑥ 住民の理解と協力

産業廃棄物の処理及び処理施設の現状、必要性等について、県民に周知を図り、理解と協力を得るように努める。

⑦ 産業廃棄物処理業者等の指導育成

（社）徳島県産業廃棄物処理協会の組織の強化や自主的な活動を指導支援するとともに、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図るため、各種の施策を講じる。

⑧ 公共関与による産業廃棄物処理事業の推進

（財）徳島県環境整備公社による沖洲流通港湾内及び橘港小勝・後戸地区の廃棄物最終処分手業を引き続き行う。

また、徳島空港周辺整備事業の中で新たな廃棄物最終処分場の整備計画をすすめる。

⑨ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物対策

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、事業者等のPCB廃棄物の保管状況を把握し、適正保管を指導する。また、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に向けて、必要な施策を講じる。

(4) し尿

浄化槽対策としては、法定検査体制の充実（検査員の養成）等を図る一方、浄化槽の適正な維持管理を図るため、県民に対し浄化槽に関する正しい知識の普及啓発を推進していきます。

また、浄化槽設置の推進を図るため市町村が実施する、浄化槽整備事業に対する補助制度を設けており、このうち、個人が浄化槽を設置する場合に補助を行う浄化槽設置整備事業については、全市町村において実施されています。また、市町村が設置主体となり、浄化槽の面的整備を行う浄化槽市町村整備推進事業については、平成15年度から井川町において実施されています。

浄化槽整備事業は生活排水対策として有効な事業であることから、今後とも県下全市町村において当該事業を推進し、浄化槽の設置を促進する必要があります。